○農林水産省告示第九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栃木県栃木市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

栃木市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市上宇野令字畑西側五六六の五・五六六の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、周南市大字金峰字杉の浴二五七、字針り石二五八、二五九、字長渡路二六九、六五三、六五四、六五七の二、六五八、六五九、六五九の一、六六〇の一、六六〇の三、六六一、六六二、大字鹿野上字花ケ谷三三〇の二・三三〇の二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字鹿野中字湯高本浴西平六四三の二、字湯高本浴東平六四四の二、大字長穂字叶木七九五の一・字河内一〇三一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字須々万奥字寺屋敷一九八五の一、字茅刈場一九八六の一、字上神田二〇三一の一、字田四郎村二〇三三の一、二〇三三の二、字神田二四九一、字唐櫃東二四九四、字中唐櫃東二五〇二、字下助二五四八、字神主二五九の一、字平瀬二八三〇の七から二八三〇の一〇まで、二八三〇の一二から二八三〇の二〇まで、二八三〇の二二から二八三〇の二六まで、二八七三の一、三七五六から三七六二まで、三七六三の一、三七六三の二、三七六四から三七六六まで、字奥の浴四二二六から四二二九まで、字唐櫃四三五二、四三五四、字佐古四三八五

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県周南市大字金峰字末広二六三、二六五の一、二六五の二、二六六の一、二六六の二、二六七の一、二六七の二、字長渡路六八一、六八二の一、六八二の二、六八三から六八五まで、大字大潮字ジャン迫二七六の一・二七七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字鹿野上字大栗四〇三、字ニナ吸四〇四の一、四〇四の二、大字大道理字畑一〇六五、一〇七七、一〇七八の一、一〇八〇、一〇八〇第一、一〇八一の三、字道谷二六四二から二六五〇まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年一月二十一日農林水産省告示第二十七号（一に係るものに限る。）、昭和五十八年六月二十三日農林水産省告示第千三十九号（二に係るものに限る。）、昭和六十一年七月二十三日農林水産省告示第千二百九号（五に係るものに限る。）、昭和六十一年七月二十三日農林水産省告示第千二百六十九号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年三月一日農林水産省告示第三百二十三号（二に係るものに限る。）、昭和六十一年七月二十三日農林水産省告示第千百六十九号（一に係るものに限る。）、平成元年三月八日農林水産省告示第三百二号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市現川町二三七一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市上戸町四丁目七一二の一から七一二の三まで・七三二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七二二、七二四、七二五の一、七二五の二、七二七、七三〇のイ、七三〇のロ、七三四から七三六まで、七四七、七四八、平山町一六〇七の一、一六〇七の二、一六〇八の一、一六〇八の二、一六〇九、一六一〇の第一から一六一〇の第七まで、一六一〇の八から一六一〇の一八まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養